

北山村特定事業主行動計画

平成28年度～平成32年度

I 総論

1 目的

急速な少子化の進行に伴い、次代のこれまで本村においては、平成15年4月施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、平成18年4月に「北山村特定事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策に取り組んできました。これにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等は一定程度進みましたが、更なる改善が必要であるとし、平成27年3月31日までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」の改正が行われ、有効期限が平成37年3月31日までの10年間延長されました。このことから、これまでの実績を踏まえ、「北山村特定事業主行動計画」を定めることにより、すべての職員の仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを行い、更には、充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができるよう職場環境づくりを目指します。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日5年間

3 計画の推進

(1) 所管課による推進

- ① 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修、講習、情報提供等を実施する。
- ② 仕事と子育てとの両立等についての相談・情報提供を行う担当者を配置する。
- ③ 啓発資料の作成・配布・研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ④ 本計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直し等を図る。

(2) 各所属長による推進

各所属長は、この計画の趣旨及び内容を理解し、所属職員に対してこの計画に掲げる各行動を促進するとともに、該当職員が各種制度を利用しやすい体制を整備し、所属職員の仕事と子育ての両立を図ることができるような職場の雰囲気醸成に努める。

(3) 全職員による推進

全ての職員が、子育てしやすい職場環境を作り出すことが子育てを行っていない職員にとっても仕事と生活を両立しやすい職場環境を作り出すことに資することを認識し、職場において妊娠している職員や子育て等を行っている職員が各種制度を利用しやすい雰囲気醸成に努める。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ・母性保護母性健康管理の観点から設けられている特別休暇制度について周知を図る。
- ・出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図る。
- ・妊娠中の職員の健康や安全に配慮し業務分担の見直しを行う。
- ・妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出産時における父親の休暇の取得促進

- ・配偶者の出産時における父親の特別休暇及び父親の育児参加のための特別休暇の取得を促進する。
- ・配偶者の出産時には、父親が有給休暇を含めて可能な限り連続した休暇が取得できるように、担当部署において配慮を行う。

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備

- ・育児休業に等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図る。
- ・妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。
- ・育児休業に対しする職場の意識改革等を行い、父親が育児休業を取得しやすい環境づくりを行う。
- ・育児休業中の職員については、原則として臨時的任用職員による代替え要因を配置する。
- ・育児休業中及び復帰時の所属については、原則として育児休業取得以前と同じ とする。

◎以上のような取組みを通じて、平成32年度までに育児休業等の取得率を、
男性 20%、女性100% とする。

(育児休業等の取得とは、育児休業、部分休業、育児時間、配偶者の出産休暇、父親の育児参加休暇のいずれかを取得することをいう。)

(4) 超過勤務の縮減

- ・小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務を制限する制度について周知徹底を図る。なお、深夜勤務については、本人の申請がなくとも原則として命じないこととする。また、休日勤務についても子どもを他に養育するものがない等の事情がある場合には、他の職員に振り替える等、必要な配慮を行うものとする。
- ・各所属長は、定時退庁を率先して行い、ノー残業ディにおける時間外勤務命令については、実践できるよう徹底させる。

(5) 年次有給休暇の取得の推進及び振替休日の徹底

- ・子どもの入学式、卒業式、授業参観日、育友会活動等の学校行事又は予防接種実施日における年次休暇の取得促進を図る。

- ・子ども・子育てに関する地域貢献活動における年次有給休暇。
- ・週休日の振替及び代休日の指定の徹底について、定期的に各所属所長及び職員への注意喚起を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 来庁者に対する環境整備

- ・子ども連れの来庁者に配慮した環境整備に努める。
- ・子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応対等の接遇向上を図る。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ・子どもが参加する地域の活動等への職員の積極的な参加を推進する。
- ・子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への積極的な参加を推進する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ・運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- ・職員に対し、家庭における子育てやしつけに関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。